

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当日に当り)のときは、その翌日)

目次

- ◇ 告示 計量器定期検査の実施
昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号の一部改正
環境基準の類型をあてはめる水域の指定
昭和四十六年五月鳥取県告示第四百七十一号の廃止
臨時種畜検査の実施
鳥獣保護区の存続期間の更新
解除予定の保安林
- ◇ 告示 土地改良区の成立
- ◇ 告示 土地改良事業計画の適否の決定
- ◇ 告示 土地改良事業の変更計画書の写しの縦覧
- ◇ 告示 土地の用途廃止
- ◇ 告示 昭和四十六年度後期の技能検定の実施
- ◇ 告示 昭和四十六年八月鳥取県告示第六百九十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百三十八号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市及び鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 検査期日 | 検査時間 | 検査区域 | 検査場所 |
|--------|------------------------|------|------------|
| 十月 十八日 | 午前九時三十分から 午後四時まで | 米子市 | 米子市立啓成小学校 |
| " 十九日 | " | " | 義方小学校 |
| " 二十日 | " | " | 就将小学校 |
| " 二十一日 | " | " | 明道小学校 |
| " 二十二日 | " | " | 計量器所在場所 |
| " 二十七日 | 午前九時三十分から 午後三時三十分まで | " | 米子市立明道小学校 |
| 十一月十一日 | 午前九時三十分から 午後四時まで | 鳥取市 | 鳥取県庁内計量検定所 |
| " 十二日 | " | " | " |

鳥取県告示第七百三十九号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号(鳥取県技能検定協会が行なう一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実技試験の表中「軽合金鋳物鑄造」を

「軽合金鋳物鑄造」に、「ボール鑄鉄溶解」に、「平面研

「ボール盤加工

盤加工

削盤加工」

を「電気めつき」を

アルミニウム陽極

精密器具製作」

酸化処理」

に、「絹人絹ジャカード織機調整」を

「絹人絹ジャカード織機調

整

に、「くつした編み機調整」を

「くつした編み機調整

整

「たて縫みメリヤス縫製」を

「たて縫みメリヤス縫製

に、「車両機器ぎ装」を

「寝具製作
車両機器ぎ装」

に、「築炉」を

「ガラス施工
築炉
熱絶縁施工」

に、

| | | | | | | | | | |
|-----|--------|----|------|-------|------|--------|------|------|------|
| 畳製作 | ブロック建築 | とび | 建築大工 | 鉄筋組立て | 指物製作 | いす木地製作 | 建具製作 | 木型製作 | いす張り |
| | | | | 三千円 | | | | | |

を

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------|----|------|-------|------|--------|------|------|------|------|
| 畳製作 | ブロック建築 | とび | 建築大工 | 鉄筋組立て | 指物製作 | いす木地製作 | 建具製作 | 木型製作 | 機械木工 | いす張り |
| | | | | 三千円 | | | | | 四千円 | 三千円 |

に、「機械製図」を

「機械製図」

に、「広告美

術仕上げ」を

「噴霧塗装

「噴霧塗装

に改める。

鳥取県告示第七百四十号

公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第九条第二項の規定による公共用水域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の類型をあてはめる水域を次のとおり指定する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 河川 | 類型 | 基準値 | 湖沼 | | 河川 | | 類 型 |
|----------------------|----|-----------------|-----------------------|--|---|---|-----------|
| | | | A | | A | AA | |
| AA | 度 | 酸素濃度 (PH) | 湖山池全域 東郷池全域 | | 千代川下流 (有富川との合流点から下流) 天神川下流 (小鴨川との合流点から下流) 日野川下流 (日野橋から下流) | 千代川上流 (有富川との合流点から上流) 天神川上流 (小鴨川との合流点から上流) 日野川上流 (日野橋から上流) | 水 域 |
| 6.5以上 8.5以下 | 量 | 生物学的酸素要求量 (BOD) | | | | | 環境基準の達成期間 |
| 1 ppm 以下 | 量 | 化学的酸素要求量 (COD) | | | | | |
| 25ppm 以下 | 質 | 浮遊物 (SS) | | | | | |
| 7.5ppm 以上 | 酸 | 溶解酸素量 (DO) | 五年以内で可及的 みやかに達成する。 | | | 直ちに達成する。 | |
| 50MPN 100ml 以下 | 群 | 大腸菌数 | | | | | |

備考 類型ごとの基準値は、次の表のとおりである。

| 湖沼 | 河川 |
|-------------------------|-------------------------|
| A | A |
| 6.5以上 8.5以下 | 6.5以上 8.5以下 |
| 3 ppm 以下 | 2 ppm 以下 |
| 5 ppm 以下 | 25ppm 以下 |
| 7.5ppm 以上 | 7.5ppm 以上 |
| 1,000MPN 100ml 以下 | 1,000MPN 100ml 以下 |

鳥取県告示第七百四十一号

昭和四十六年五月鳥取県告示第四百七十一号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）は、昭和四十六年九月十三日限り廃止する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 検査期日 | | 検査場所 | 家畜の種類 |
|----------------|-----------------|---------------------|-------|
| 第一次 | 第二次 | | |
| 十月八日 午前十時から | 十月十一日 午前十時から | 鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場 | 肉用牛 |
| 午後一時から | 午後一時から | 八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場 | |
| 〃九日 午前十時から | 〃十二日 午前十時から | 倉吉市八屋 倉吉 | |
| 〃十一日 午前十時から | 〃十四日 午前十時から | 米子市吉岡 西部 | |
| 〃十二日 午前十時から | 〃十五日 午前十時から | 日野郡日野町根雨 根雨 | |
| 〃十二日 午前十時から | 〃十五日 午前十時から | 〃 | |

鳥取県告示第七百四十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）
 第七条第二項の規定に基づき、昭和四十一年九月鳥取県告示第四百六十七
 号で設定した米子市湊山錦海鳥獣保護区の存続期間を昭和五十六年九月十
 四日まで更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十
 五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律
 第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律
 第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 鳥取市賀露字西浜一七五七の七三四、一七五七の七五六（次の図に示
 す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備
 - 三 解除の理由
 空港用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役
 所に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 東伯郡北条町大字下神字式本松一〇一九、一〇二〇、字中灘山一一九
 三の二、一二〇五、字西灘山一二一四、一二一六、一二一八、一二一九
 - 二 保安林として指定された目的
 風害の防備
 - 三 解除の理由
 農道敷地及び農地とするため

鳥取県告示第七百四十六号

西伯郡大山町国信九六六番地青木隆介ほか十七人の者から設立認可申請のあつた大山北部土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月七日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十七号

昭和四十六年七月九日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（大内地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十八号

昭和四十六年七月九日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（古市地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十九号

昭和四十六年七月九日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（須鎌地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十号

昭和四十六年七月九日付で溝口町長から申請のあった土地改良(員市地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条三の第一項の規定に基づき、昭和四十二年度から着手している県営土地改良(湖山砂丘地区ほ場整備)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月四日から用途廃止

した。

昭和四十六年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | | |
|----------------------------------|---|----------------|-----|
| 場 | 所 | 面積 (平方メートル) | 用途 |
| 八頭郡家町大字奥谷字堀田三〇ノ一番地先から 二三番地先まで | | 六八・五一 | 道路敷 |

公 告

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和46年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和46年9月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する検定職種

空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、時計修理、洋服仕立て、洋裁、寝具製作、畳製作、指物製作、いす木地製作、建具製作、木型製作、いす張り及び印章彫刻

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。

3 検定の方法

検定は、実技試験及び学科試験によって行なう。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和46年11月28日(日)から昭和47年2月27日(日)までの間において、指定する日に行なう。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和46年11月18日(木)に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行なう。

| 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|--|---------------|
| 時計修理、洋服仕立て、洋裁、畳製作、いす張り | 昭和47年2月20日(日) |
| 空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、寝具製作、指物製作、いす木地製作、建具製作、木型製作、印章彫刻 | 昭和47年2月27日(日) |

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

5 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受験申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市元町124 鳥取県技能検定協会
(電話鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和46年10月1日(金)から昭和46年10月15日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受験申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受験案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求めめる場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、20円切手をはったもの)を同封して行なうこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書すること。

6 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料

ア 実技試験の受験手数料

| | |
|-----------|--------|
| 検 定 職 種 | 手 数 料 |
| 空気調和設備配管 | 3,000円 |
| 給排水衛生設備配管 | 3,000円 |

| | |
|-------------|--------|
| 時 計 修 理 | 4,000円 |
| 洋 服 仕 立 て | 3,000円 |
| 洋 裁 | 3,000円 |
| 寝 具 製 作 | 4,000円 |
| 畳 製 作 | 3,000円 |
| 指 物 製 作 | 3,000円 |
| い す 木 地 製 作 | 3,000円 |
| 建 具 製 作 | 3,000円 |
| 木 型 製 作 | 3,000円 |
| い す 張 り | 3,000円 |
| 印 章 彫 刻 | 3,000円 |

イ 学科試験の受験手数料

1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受験申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和47年3月28日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定の合格者の氏名を昭和47年3月下旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。

正 誤

昭和四十六年八月鳥取県告示第六百九十八号(解除予定の保安林について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 九 二〇五三一三 二〇五三一